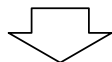


モントリオール条約：「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」について

国際航空運送における航空運送人の責任や損害賠償の範囲等について定める（11月4日発効予定）

1. 背景

ワルソー条約（1953年締結）
 ヘーグ議定書（1967年締結）



近年の情勢にそぐわない（賠償金が低い等）ため全面的に見直し

モントリオール条約

（2000年締結・未発効）

2. 適用範囲について

出発国： 締約国

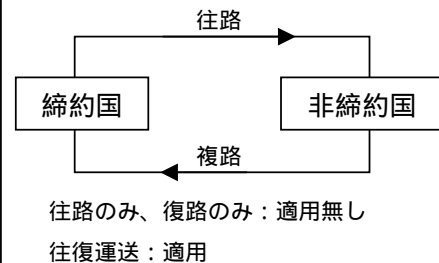
予定寄港地 他国

到着地： 締約国

出発地と到着地が締約国であること。

* 旅客及び利用エアラインの国籍とは無関係

（例）



ワルソー条約、ヘーグ議定書

旅客の死亡又は傷害

限度額：25万金フアン/旅客
 [約280万円]

* ワルソー条約は約140万円
 責任原則：過失推定

手荷物（延着を含む）

受託

限度額：250金フアン/kg
 [約2,800円]
 責任原則：過失推定

持込

限度額：5000金フアン/旅客
 [約5万5千円]
 責任原則：過失責任

貨物（延着を含む）

限度額：250金フアン/kg
 [約2,800円]

責任原則：過失推定

旅客の延着

限度額：25万金フアン/旅客
 [約280万円]
 * ワルソー条約は約140万円
 責任原則：過失推定

裁判管轄地

運送人の住所地
 運送人の主たる営業所の所在地
 運送人が契約を締結した営業所の所在地
 到達地

30番目の批准書等が寄託された日の後60日目に発効。
 9月5日に30か国目（アメリカ）が寄託。

モントリオール条約

旅客の死亡又は傷害

限度額：無制限
 ・10万SDRまでは無過失責任
 ・10万SDRからは過失推定
 [約1,650万円]

手荷物（延着を含む）

限度額：受託・持込合計
 1,000SDR/旅客
 [約16万円]

・受託手荷物は無過失責任
 ・持込手荷物は過失責任

貨物（延着を含む）

限度額：17SDR/kg
 [約2,800円]

・故意、重過失の場合も
 限度額は変わらず
 責任原則：無過失責任

旅客の延着

限度額：4,150SDR/旅客
 [約68万円]
 ・故意の場合は無制限
 責任原則：過失推定

裁判管轄地

～ は同じ。
 事故当時旅客が主要かつ恒常的な居住地を有していた締約国の領域（旅客の死亡又は傷害の時に限る。）

1金フアン = 約11.27円、1SDR = 約165.74円（2003.8.13現在）